

FATF勧告16改訂概要

2025年8月
金融庁



クロスボーダー送金に関する勧告16改訂の全体像

1. 勧告16とは

- 2001年に米国で発生した9.11同時多発テロ事件を受けて、同年にFATFが策定した特別勧告の1つに起源を持つ
- テロリストや犯罪者等が資金移転を行うために電信送金に自由にアクセスするのを防ぎ、また、不正検知が可能となるよう、送金・中継・受取金融機関及びFIU・法執行当局が、送金人及び受取人情報を利用可能とすることが目的
- 金融機関の間で送金を行う際に送金元金融機関から受取金融機関に通知すべき送金人・受取人情報（氏名、口座番号等）や、送金元金融機関、中継金融機関、受取金融機関が果たすべき義務等について規定
- 国内送金に比べて、クロスボーダー送金により厳しい義務を課す（通知必須情報の内容や情報通知のタイミング等）

2. 改訂の目的

- 今次改訂では、新しい技術・プレイヤー・ビジネスモデルの登場等による決済市場の構造変化やISO20022等の新たな規格を踏まえ、FATF基準を更新しクロスボーダー送金の透明性向上（適切なAML/CFT管理の確保）を図る

3. 経緯とタイムライン

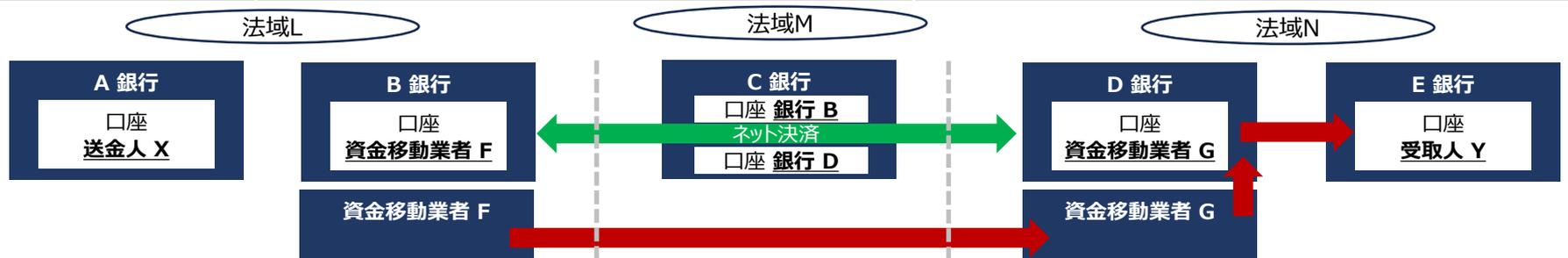
- G20/FSBは、クロスボーダー送金の改善（送金の安全性・セキュリティを維持しつつ、コスト削減、スピード向上、透明性向上、金融包摂の実現）に取り組んでおり、本件はその一環としてFATFがクロスボーダー送金の透明性向上（適切なAML/CFT管理の確保）に取り組むもの
- 近年のG20やG7の財務大臣・中央銀行総裁会議の成果文書も、勧告16改訂を繰り返し支持
- FATFは、2024年2月末～5月初に勧告16改訂案に係る市中協議を、2025年2月末から4月中旬まで再市中協議を実施し、2025年6月18日に勧告16改訂を公表
(FATFの勧告16改訂公表ページ：<https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/Fatfrecommendations/update-Recommendation-16-payment-transparency-june-2025.html>)
- 勧告最終化後1年程度をかけてFATFによるメソドロジー、ガイダンスの策定が行われる予定

勧告16改訂：主要項目①

1. クロスボーダー送金の始点・終点の定義の明確化とペイメントチェーン内の異なる主体の責任の明確化

- 送金の始点を「送金人から、受取人への送金の指図を受けた金融機関」、送金の終点を「受取人の口座を保有する、あるいは、受取人に現金を受渡す金融機関」と定義。
 - 現行では、資金移動業者が介在するクロスボーダー送金ペイメント・チェーンは事実上、2つ以上の国内送金に分断され、各金融機関は、真の送金人／受取人に関する完全な情報を保有していない。
 - 今次改訂では、資金移動業者が介在するクロスボーダー送金の場合において、送金の始点を資金移動業者F・終点を銀行Eとする。
- ⇒ **従来は内国送金として扱われていた、銀行Dの資金移動業者G口座から銀行Eの受取人Y口座への送金についても、クロスボーダー送金の一部とみなされるため、銀行Dから銀行Eへの情報通知のための国内インフラ整備の検討が必要。**

項目	現行勧告	改訂勧告
MVTS F-G間	資金移動業者Fが、 送金人X及び受取人Yに係る情報を、資金移動業者Gに対して通知する義務	
銀行A-B間	銀行Aは、送金人Xの 資金移動業者F に対する送金として処理 (注) 勧告上、内為送金は、銀行Aは、銀行Bの求めに応じて3営業日以内に送金人情報を提出可能である限り、通知義務は免除)	—
銀行B-MVTS F間	—	※クロスボーダー送金は、 顧客Xが資金移動業者Fにクロスボーダー送金を指図した時点から開始
MVTS G-銀行D間	—	資金移動業者Gは、資金移動業者Fから通知された送金人X、受取人Yに係る情報を銀行Dに通知し、銀行Dは、当該情報を銀行Eに通知する義務を新たに課す
銀行D-E間	銀行Dは、 資金移動業者G の受取人Yに対する送金として処理（勧告上は、上記注と同じ扱い）	



勧告16改訂：主要項目②

2. クロスボーダー送金における通知情報の見直し（送金人・受取人情報の内容・質の改善）

※ USD/EUR1,000を超えるクロスボーダー送金が対象

- ①通知必須情報の見直し・追加、②ISO20022やLEIの活用等、標準化・構造化された質の高いデータの活用を通し、金融機関における自動処理を促進し、またfalse positiveの削減によって、送金人・受取人特定の信頼性改善と金融機関の効率性の向上を企図。
⇒ **送金人の「住所」・受取人の「国名・都市名」、送金人の「生年月日」等が通知必須情報に追加されることに伴う対応が必要**

項目		現行勧告	改訂勧告
送金人情報	自然人	「氏名/名称」、「口座番号」 及び	「氏名/名称」、「口座番号」に加え、「住所」、「生年月日」
	法人	「住所」又は、「国民ID番号」又は、「CIF」 又は、「生年月日及び出生地」	「氏名/名称」、「口座番号」に加え、「住所」、当該情報が存在すれば「BIC」又は「LEI」又は「公的識別子」
受取人情報	自然人	「氏名/名称」及び「口座番号」	「氏名/名称」、「口座番号」に加え、「国名・都市名」
	法人		「氏名/名称」、「口座番号」に加え、「住所」、当該情報が存在すれば「BIC」又は「LEI」又は「公的識別子」

3. クロスボーダー送金における受取人情報の整合性確認の義務付け

- 通知された受取人情報と受取金融機関の保持する受取人情報の整合性を確認せずに着金させることによる詐欺・不正送金の助長を防止することを企図し、対応として**受取金融機関の保有する受取人情報との整合性確認等の3つのオプションを提示**。

項目	現行勧告	改訂勧告
受取人情報の整合性確認	— 但し、 通知情報が欠落している場合 に、受取金融機関が、いつ、取引実行、拒否、一時停止等の措置を取るか決定するためのポリシーや手順を備える義務はある	<p>下記記①～③のいずれかを義務付け</p> <p>①送金受領時に、受取金融機関が、「通知された受取人の氏名・口座番号」と「自身が保有する受取人の氏名・口座番号」の整合性を確認する方法</p> <p>②受取金融機関が、リスクベースアプローチに基づき、包括的な継続モニタリングにて対応する方法</p> <p>③上記①・②の代わり、送金前に、送金元金融機関が受取金融機関に対し、受取人口座の氏名・口座番号の整合性の確認を事前検証システム(COP/VOP)にて行う方法</p> <p>但し、情報が欠落している場合や情報の不整合があった場合は、現行勧告の左記括弧内の義務は継続</p>

勧告16改訂：主要項目③

4. カード決済に関する勧告16適用除外規定の見直し

5. カードによるクロスボーダーの現金引出しへの限定的基準の適用

- カード（クレジット・デビット・プリペイド）ペイメントを活用した財・サービス購入の名目で不正送金が行われる懸念、個人間送金と財・サービスの購入の境界が不明確化する懸念を踏まえ、**カードペイメントに対する通知義務の適用除外の条件を一部厳格化**。また、**クロスボーダーでの現金引出しに、限定された通知義務を課す**。

現行との対比	現行勧告	改訂勧告
個人間送金 (但し、個人間送金の具体的なケースは明確化されていない)	通知義務が課されている (前頁記載の通知必須情報が必要)	前頁記載の見直された通知必須情報が必要
財・サービスの購入※1	カード番号を付帯している場合に限り、 通知義務の適用を除外	カード番号の取引電文への付帯（現行勧告は不変） + カード決済チェーン内の全ての金融機関による イシュー・アクワイアラ情報（名称/所在地）の取得 カード決済チェーン内の金融機関が、法執行当局・FIU等からの照会に応じ、イシュー・アクワイアラ情報を提出する義務 (情報取得は国際ブランドの整備する情報レジストリ経由を想定)
クロスボーダーの 現金引出し※2・※3	—	現金引出しに付随したカード番号の通知（既に現行対応済） + 要請に応じたアクワイアラへのカードホルダーの氏名の通知 (要請受領から3営業日以内)

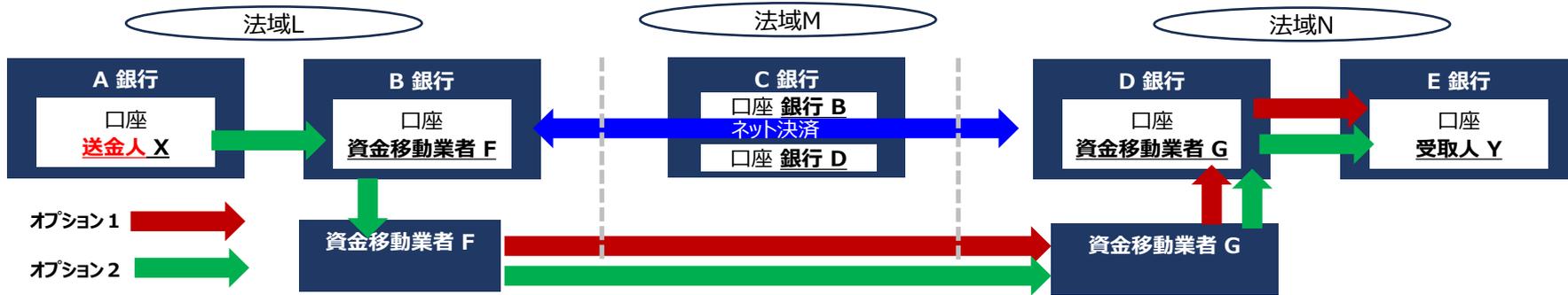
※1 「財・サービスの購入」とは、関連する金融機関でのCDDにおいて、「財・サービスの購入を行う」組織であると認められている個人/事業者からの「財・サービスの購入」を指す

※2 通知義務のかかるクロスボーダーの現金引出しについて、閾値の設定はしない

※3 口座を保有する金融機関と同じ金融機関（グループ）によって運用されているATMからの引出しは、勧告18（内部管理）に基づき、通知義務の対象となっている情報を入手可能であることが前提とされるため、通知義務は適用しない

勧告16改訂：第1次・2次市中協議を受けた変更ポイント①

ペイメントチェーン 第1次市中協議内容	市中協議フィードバック	市中協議を受けた変更ポイント
ペイメントチェーンの始点について、2つのオプションを提示し意見を募る (以下説明は、下図事例への当てはめ)： オプション1(赤ルート): 送金人Xから送金指示を受領した資金移動業者F がペイメントチェーンの始点 オプション2(緑ルート): 送金人Xの資金の出元である銀行Aがペイメント チェーンの始点	オプション2は、資金の出元の 定義が難しく運用可能性に疑 問が残るほか、対応コストが甚 大であり、費用対効果に見合 わない	オプション1にて合意



通知必須情報の見直し(送金人・受取人) 第1次市中協議内容	市中協議フィードバック	市中協議を受けた変更ポイント
①個人を特定するための通知必須情報の1つとして、国民ID番号、公的識別子、CIF、生年月日・出生地といったオプションの中から、いずれか1つを選択できる ②送金人・受取人の住所を新たに通知必須情報とする	①対応コストを下げるためには、通知必須情報のうち、オプションが認められる項目を削減し、各国間での対応の標準化を目指すべき ②送金銀行による受取人住所の取得は非現実的	①通知必須情報のうち、オプションが認められる項目を削減 ②受取人について必要な情報は、完全な住所情報ではなく、 <u>国名及び都市名のみ</u> とする

勧告16改訂：第1次・2次市中協議を受けた変更ポイント②

受取人情報の整合性確認 第1次市中協議内容	市中協議フィードバック	市中協議を受けた変更ポイント
<p>受取金融機関に対し「通知された受取人情報」と「自身が保有する受取人情報」の一致を確認する とした義務を提示</p>	<p>①送金コスト・スピードの改善、データ保護・プライバシー(DPP)上の懸念を踏まえた整合性確認項目の再検討が必要 ②COP/VOPの実施には課題が多く、実施のメリットが負担に見合わない。他の手法も排除すべきでない</p>	<p>①確認対象項目を口座番号と氏名に限定（但し、包括的継続モニタリングを選択の場合を除く） ②3つの手法のいずれかによる対応を認める</p>
カードペイメント 第1次市中協議内容	市中協議フィードバック	市中協議を受けた変更ポイント
<p>財・サービスの購入に対する通知義務の適用除外基準として、通知情報に、現行のカード番号に加え、<u>イシューアー及びアクワイアラーの名称・所在地</u>を付すことを提示</p>	<p>①ITシステム改修等の負荷軽減のため、<u>既存の仕組み等の利活用を可能とすべき</u> ②通知情報は、<u>カードネットワークの参加者の多さや多様性・DPPに配慮して、最小限とすべき</u></p>	<p>①②既存の仕組みを利活用可能な形で、通知必須情報は増やさずに、<u>イシューアー及びアクワイアラーの名称・所在地</u>については、常時通知ではなく、要請に応じた提出とする</p>
カードによる現金引き出し 第1次市中協議内容	市中協議フィードバック	市中協議を受けた変更ポイント
<p>現金・現金同等物の購入及び現金引き出しに関し、①閾値以上で国内の場合、または②国外の場合について、銀行送金の場合と同じ範囲の情報に関する通知義務を課す</p>	<p>多くの回答者が強く反対： ①対象リスク/タイポロジーが不明確 ②イシューアー側でのリスク管理や各国FIU間の国際協力にて対応すべき ③追加的要件の効果と負担が不均衡 ④現金同等物の定義が不明確で対応不能</p>	<p>①説明文書に<u>タイポロジーや改訂趣旨</u>を記載 ②提出情報はカードホルダーの氏名に限定 ③提出要請はリクエストベースに緩和 ④現金同等物は通知義務の対象外 ⑤国内の現金引き出しは対象外</p>

勧告16改訂：その他

1. 国内送金

- 今次改訂では、勧告16全体の構造・記載も見直しているが、内容面での見直し対象はクロスボーダー送金に関する部分のみ（**国内送金の要件への目線引上げは行っていない**）。但し、以下2点に留意
- ✓ カードによる財・サービスの購入に対する適用除外（「カード取引の適用除外」）のための条件の厳格化を行っており、この条件は改訂前の勧告同様、国内取引にも適用されるため、この部分については、国内取引についても適用除外のための条件が厳格化されている
- ✓ ペイメント・チェーンの定義の見直しの結果、従来「国内送金」と見なしていたものの一部が今後は「クロスボーダー送金の一部」と見なされ、クロスボーダー送金同様の厳格な要件が適用される

2. 勧告16のスコープ

- PMI（Payment Market Infrastructures）は勧告16基準の適用対象外とする。他方で、FATFは、勧告16実施において、PMIが果たす役割の重要性を認識し、関連当局との連携やガイダンス等を通じてPMIをサポート
- 暗号資産交換業者に関するトラベルルール（勧告15）については、これまで通り、勧告16を参照するものとし、今次改訂は暗号資産交換業者にも適用される

3. インスタント・ペイメント

- インスタント・ペイメントは、即時決済といった商品特性やリスク・プロファイルがカード取引とは異なるため、「カード取引の適用除外」の対象外。他方、送金スピードに与える影響や競争条件の公平性の観点からの批判も踏まえ、インスタントペイメントの動向等を継続的にモニタリングし、将来的に本件を再検討する方向

4. バーチャル口座番号の透明性

- バーチャルIBANをはじめバーチャル口座の利用が、受取人の本来の口座が所在する金融機関・国を不明瞭にしているとの懸念から、バーチャル口座の発行等のサービスを行う金融機関は、バーチャル口座が付随するマスター口座の所在地を明確にすべき旨を記載

1. 今後の予定

- 2026年6月：FATFガイダンス市中協議案採択
- 2026年10月：FATFガイダンス最終案採択
- 2030年末（ガイダンス最終化から3～4年後）：改訂勧告16の実施期限（※）
（※）本期限については、民間セクターとの今後の対話を踏まえ、更なる見直しが必要な項目が特定された場合は見直しもありうるとの位置づけ

2. 今後の対応上の留意点

- 改訂勧告の実施に向けては、AML/CFT上の要請と他の政策目的（送金のスピード・コスト、金融包摂、DPP）との両立確保や、民間部門への意図しない副作用の軽減が課題
- 勧告の国内実施に当たっては、法令整備、業界の実務慣行の見直し、国内決済インフラ・金融機関のITインフラの整備など、広範な対応が必要となる可能性が高く、官民での連携が重要
- FATFは、小規模の官民グループ（PAG:Payment Advisory Group）を設立しガイダンス策定や基準実施状況のモニタリングなどを行うとともに、より広範なステークホルダーを対象としたアウトリーチも年次で開催予定。我が国としても、官民で連携し、これらのフォーラムに参加・貢献していく